介護職員等特定処遇改善加算

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含めこれまで数次にわたる取組が行われ、「新しい経済政策パッケージ」において、「介護人材の確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとなされました。

このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・現行の処遇改善加算 I ~IIIを算定していること
- ・職場環境要件について、区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組を行うこと
- ・賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること(見える化要件)

見える化要件とは

ホームページへの掲載等により、介護職員等特定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に 関する具体的な取組内容を記載することとされています。

見える化要件に基づき当法人の処遇改善に関する具体的な取組内容を以下のとおり公表いたします。

| 職場環境要件 区分 | 職場環境要件内容 |
|-----------------------------|---|
| 入職促進向けた 取組 | 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施 |
| 資質の向上や キャリアアップ に向けた支援 | 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者 研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 |
| 両立支援・多様 な働き方の推進 | 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即 した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩 室の設置等健康管理対策の実施 |
| 生産性向上のた めの業務改善の 取組 | タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等 の導入による業務量の縮減 |
| やりがい・働き がいの醸成 | ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気 づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 |